

J A鳥取西部こどもくらぶ会員規約

第1条（目的）

J A鳥取西部こどもくらぶ会員規約（以下、「当規約」）は、鳥取西部農業協同組合（以下、「当組合」）が運営する「J A鳥取西部こどもくらぶ」（以下、「当くらぶ」）の利用に際しての諸条件を定めたものです。

第2条（入会）

1. 会員とは、当規約を承認のうえ、当組合所定の当くらぶ会員加入申込書に氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、出産予定日等の所定の情報（以下、「利用者情報等」）を正確にご記入いただいた方のうち、当組合が入会を認めた方をいいます。
2. 会員になれるのは一世帯につきお一人様までとします。尚、双子の場合はこの限りではありません。
3. 入会条件は、「現在ご妊娠中の方」です。
4. 鳥取西部管内（米子市・境港市・西伯郡・日野郡）にお住まいの方に限ります。
5. 当くらぶの特典である各種記念品および出産・育児に関する雑誌は、最寄りのJ A支所よりご自宅までお届けします。郵送での対応は行いません。（一部例外あり）郵送のみを希望される方のご加入はご遠慮いただきます。予めご了承ください。

第3条（入会金・年会費）

当くらぶの入会金・年会費は無料とします。

第4条（当くらぶの内容）

当くらぶは、JA事業のご案内、出産・育児に関する情報等の提供を内容とします。

第5条（当くらぶ内容の変更等）

1. 当組合は、会員へ予告なしに当規約・当くらぶの全部または一部を変更する場合があります。この場合、変更後の規約・くらぶの内容はJ A鳥取西部ホームページ上に掲載し、会員個々への通知はいたしません。
2. 会員が規約・くらぶの内容変更にともない当くらぶの利用を中止する旨の申出がない場合は、変更後の規約・くらぶの内容について承諾したものとみなします。当組合は当規約・当くらぶの変更によって会員に生じるいかなる損害についても責任を負いません。
3. 次の各号の一に該当したときは、当組合は会員へ予告なしに当くらぶ特典の提供を中止します。
 - I. 会員が当組合に対し当くらぶ特典提供中止の申出を行ったとき。
 - II. 他の会員または第三者に損害を与える行為を行ったとき。

- III. 当くらぶの運営を妨害する行為を行ったとき。
- IV. その他、当組合が不適切と判断される行為を行ったとき。
- V. 鳥取西部管内以外へ転居した場合。

第6条（届出事項の変更）

当組合は利用者情報に基づき、当くらぶ特典を履行します。会員は、これら利用者情報等に変更が生じたときは、すみやかに最寄りのJA支所窓口等へ利用者情報等の変更を申出る必要があります。変更がなされないことに生じた損害について、当組合は一切責任を負いません。

第7条（退会・当くらぶ特典停止等）

- 1. 会員は、お子様の1歳の誕生日が属する月の末日をもって自動退会となります。
- 2. 都合により会員期間中に退会される場合は、その旨を当組合本所共済部普及企画課（0859-37-5838）または最寄りの支所窓口へお申出ください。
- 3. 当組合は当くらぶ特典の利用をご希望される方が次の各号の一に該当することが判明したときは、既に行っていた入会を取り消させていただく場合がございます。
 - I. 既に会員であるとき
 - II. 申し込みの際の届出事項に事実と相違する記載があるとき
 - III. 当規約に違反したとき
 - IV. その他会員になることが不適切であるとき
- 4. 電話やホームページから当くらぶの入会受付をされた方は仮申込みとなります。「会員規約の同意」及び「会員加入申込書」の書面での記入をもって会員申込みが完了となります。最寄りのJA支所から連絡可能時間帯に連絡を入れるにあたり、仮申込み申込日から1ヶ月経過しても連絡がとれない場合は、退会扱いとさせていただきます。

第8条（個人情報の取扱い）

ご記入いただいた内容は、当組合業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービスの提供及び充実のために利用させていただきます。なお、ご本人様に関する個人情報の取扱いの詳細につきましては、当組合ホームページをご確認ください。（[JA鳥取西部のポリシー](#)）

附 則

「当規約は、2019年2月1日より実施」とする。